

2016年8月3日
全国港湾16発第7号

四役・中央執行委員
各 単組委員長 殿
地区港湾議長(委員長)

全国港湾労働組合連合会
中央執行委員長 糸谷 欽一郎



RTG 遠隔操作の社会実験に関する取り組みについて

標記社会実験について、7月28日に開催した労使政策委員会において、別添の通りの覚書を締結することに合意し、本日(8月3日)、本調印を行いました。したがって、覚書を送付するとともに、本件についての対応を下記の通り指示する。

記

1. 若干の経緯

- (1) 既報(FAX9号)の通り、本件に関して、労使政策委員会の中で当該社会実験の方法等について協議した。その際、実験を行う両港(横浜港と神戸港)の実験方法、機材、取得したいデータなどが異なる場合があり、両港の実験に違いがでることとも予想されることが議論された。
- (2) 組合側は、同様の実験であれば、労働条件面などで同様の対応を図るべきとの考えを持っていたが、両港の実験方法の違いがあることが想定されることに鑑み、覚書(2)項でも明記しているが、現地での労使をはじめとした関係者間において詳細な協議が必要と主張した。
- (3) 同時に、社会実験についての覚書には合意するが、現地の協議において問題が起きた場合は、中央労使において再協議することを確認した。

2. 以上の労使協議の経過を踏まえ、下記の取り組みを指示する。

- (1) 全横浜港湾並びに神戸港湾は、本件に関し、労使協議や関係者との協議を行い、実験への対応の詳細について確認を行うこと。
- (2) その際、実験を行うのは「平日か休日か」、「デイトムか、時間外もあるのか」などの労働条件への影響の整理も行うよう取り組まれない。
- (3) 協議の中で問題があれば、中央労使において再協議するので、全国港湾書記局に報告されたい。

以上

<添付> 覚書